

下呂市告示第 88 号

固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項の証明時期について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の 2 及び第 382 条の 3 本文の規定により、令和 3 年度固定資産課税台帳の閲覧および記載事項の証明時期について、次のとおり関係者の閲覧に供する。

令和 3 年 3 月 31 日

下呂市長 山 内 登

- 1 閲覧および記載事項証明に供する帳簿
令和 3 年度固定資産課税台帳

- 2 閲覧および記載事項証明の時期
令和 3 年 4 月 1 日から（土・日曜日及び祝祭日を除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- 3 閲覧および記載事項証明の場所
下呂市役所総務部税務課
萩原振興事務所萩原地域振興課
小坂振興事務所小坂地域振興課
金山振興事務所金山地域振興課
馬瀬振興事務所馬瀬地域振興課
下呂市森 960 番地
下呂市萩原町萩原 1166 番地 8
下呂市小坂町小坂町 815 番地 5
下呂市金山町大船渡 600 番地 8
下呂市馬瀬名丸 406 番地